

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 392 707 584">石川県地域防災計画 雪害対策編  (平成<u>26</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 雪害対策編  (平成<u>25</u>年修正)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関  <u>日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社NTTドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、ソフトバンクテレコム株式会社(地域総務部(北陸))、ソフトバンクモバイル株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)</u></p> <p>エ 指定地方公共機関  (略)  <u>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</u></p> <p>オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関  日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)</p> <p>エ 指定地方公共機関  (略)  北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>基本理念</u></p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p> <p>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p>	<p>(2) <u>基本方針</u></p> <p>この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じるものとする。</p> <p>このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</p> <p>また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p>	

修正案	現行	備考																
<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="172 346 902 587"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="172 695 956 1292"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</li> <li>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</li> <li>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</li> <li>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。</li> <li>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</li> <li>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定公共機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</li> <li>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</li> <li>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</li> <li>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。</li> <li>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</li> <li>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</li> </ul>	<p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1146 352 1865 588"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1146 691 1926 963"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災気象施設の管理に関すること。</u></li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</li> <li><u>災害時の異常気象調査に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定公共機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災気象施設の管理に関すること。</u></li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</li> <li><u>災害時の異常気象調査に関すること。</u></li> </ul>	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定公共機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul>																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</li> <li>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</li> <li>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</li> <li>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。</li> <li>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</li> <li>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</li> </ul>																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定公共機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林、治水による雪害予防に関すること。</li> <li>保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。</li> <li>雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。</li> <li>国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。</li> </ul>																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定地方行政機関 東京管区气象台（金沢地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災気象施設の管理に関すること。</u></li> <li>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</li> <li><u>災害時の異常気象調査に関すること。</u></li> </ul>																	

修正案

現行

備考

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)
	KDDI株式会社 (北陸総支社)
	株式会社NTT ドコモ (北陸支社)
	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)
	ソフトバンクテレ コム株式会社 (地域総務部(北陸))
	ソフトバンクモバ イル株式会社 (地域総務部(北陸))

・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。  
・雪害時の災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本通運株式会社 (金沢支店)
	福山通運株式会社 (金沢支店)
	佐川急便株式会社 (北陸支店)
	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)

・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。

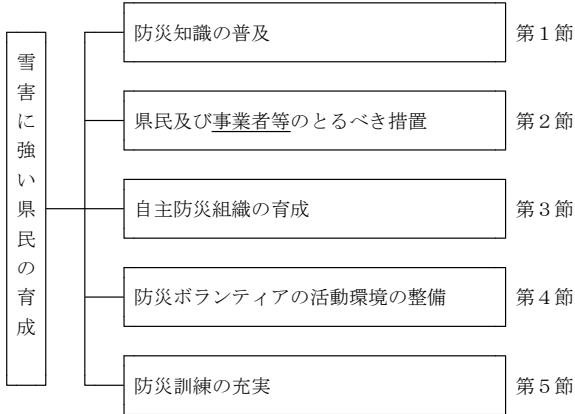
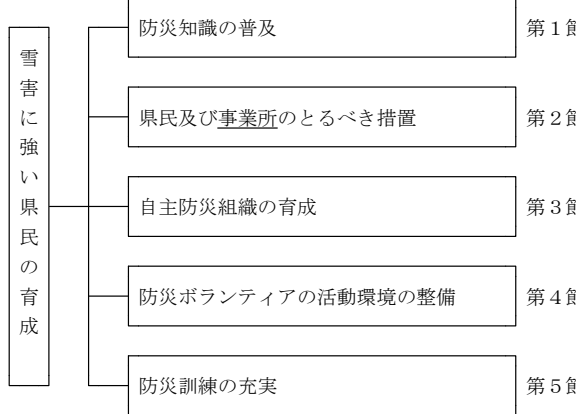
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)
	KDDI株式会社 (北陸総支社)
	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ(北陸支社)

・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。  
・雪害時の災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本通運株式会社 (金沢支店)	・雪害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。

修正案		現行		備考
指定 地方 公共 機関	のと鉄道 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道施設の防災管理に関すること。</li> <li>・雪害時における鉄道による人員の輸送確保及び災害復旧に関すること。</li> </ul>	のと鉄道 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害時における鉄道の安全輸送に関すること。</li> <li>・雪害時における鉄道の人員の輸送確保及び災害復旧に関すること。</li> </ul>
	IRいしかわ 鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道施設の防災管理に関すること。</li> <li>・雪害時における鉄道による人員の輸送確保及び災害復旧に関すること。</li> </ul>		

修 正 案	現 行	備 考								
<p>第4節 本県の特質と既往の雪害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象 (略)</p> <p>(1) 降雪深の状況 (略)</p> <p>※2 平年値は、<u>1981年～2010年</u>の30年平均値である。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平年値 最深積雪</td> <td style="text-align: right;">44 c m</td> </tr> <tr> <td>平年値 降雪量</td> <td style="text-align: right;">281 c m</td> </tr> </table> <p>4 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(4) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、<u>国境を越えた経済社会活動の拡大</u>とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>要配慮者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(5) 生活環境の変化 (略) このため、いったん雪害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>陥る</u>ことが予想される。</p> <p>(6) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。このため、いったん雪害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>5～7 (略)</p>	平年値 最深積雪	44 c m	平年値 降雪量	281 c m	<p>第4節 本県の特質と既往の雪害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象 (略)</p> <p>(1) 降雪深の状況 (略)</p> <p>※2 平年値は、<u>1971年～2000年</u>の30年平均値である。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平年値 最深積雪</td> <td style="text-align: right;">53 c m</td> </tr> <tr> <td>平年値 降雪量</td> <td style="text-align: right;">247 c m</td> </tr> </table> <p>4 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(4) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、<u>国境を越えた経済社会活動の拡大</u>とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時要援護者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(5) 生活環境の変化 (略) このため、いったん雪害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>おちいる</u>ことが予想される。</p> <p>(6) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化になってきている。このため、いったん雪害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>5～7 (略)</p>	平年値 最深積雪	53 c m	平年値 降雪量	247 c m	
平年値 最深積雪	44 c m									
平年値 降雪量	281 c m									
平年値 最深積雪	53 c m									
平年値 降雪量	247 c m									

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第2章 雪害予防計画</b></p> <p>【雪害予防計画の体系】  雪害から県民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じるものとする。  また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。  なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。  (以下略)</p> <p>【雪害に強い県民の育成】  (略)</p> 	<p style="text-align: center;"><b>第2章 雪害予防計画</b></p> <p>【雪害予防計画の体系】  雪害から県民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって推進する。</p> <p>(以下略)</p> <p>【雪害に強い県民の育成】  (略)</p> 	



修正案	現行	備考
<p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など 災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々に対する配慮</p> <p>カ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>要配慮者に対する配慮</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育における防災教育 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など 災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々(以下「災害時要援護者」という。)に対する配慮</p> <p>カ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考																		
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 基本方針  雪害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業者等</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業者等</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p> <pre> graph LR     A[県民及び事業者等のとるべき措置] --- B[県民のとるべき措置]     A --- C[事業者等のとるべき措置]     A --- D[県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進] </pre> <p>2 県民のとるべき措置  (1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="219 810 786 1406"> <tr> <td rowspan="5">平時</td> <td>○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検</td> </tr> <tr> <td>○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置</td> </tr> <tr> <td>○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。</td> </tr> <tr> <td>○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。</td> </tr> <tr> <td>○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">心得</td> <td>○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。</td> </tr> <tr> <td>○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等</td> </tr> </table>	平時	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。	○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。	心得	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等	<p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 基本方針  雪害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業所</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業所</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p> <pre> graph LR     A[県民及び事業所のとるべき措置] --- B[県民のとるべき措置]     A --- C[事業所のとるべき措置] </pre> <p>2 県民のとるべき措置  (1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="1180 810 1747 1406"> <tr> <td rowspan="5">平時</td> <td>○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検</td> </tr> <tr> <td>○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置</td> </tr> <tr> <td>○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。</td> </tr> <tr> <td>○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。</td> </tr> <tr> <td>○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">心得</td> <td>○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。</td> </tr> <tr> <td>○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等</td> </tr> </table>	平時	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。	○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。	心得	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等	
平時		○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																		
		○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																		
		○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。																		
		○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。																		
	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。																			
心得	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。																			
	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等																			
平時	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																			
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																			
	○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。																			
	○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。																			
	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。																			
心得	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。																			
	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等																			

修正案	現行	備考
<div data-bbox="199 276 831 424" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路</li> <li>・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> </li> <li>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につける。</li> </ul> </div> <p data-bbox="91 552 434 576"><b>3 事業者等のとるべき措置</b></p> <p data-bbox="103 580 1037 667">(1) <u>事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努め、雪害時に備えておく。</u></p> <div data-bbox="185 716 936 1179" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 831 219 979" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災体制の確立を図る。</li> <li>○情報収集、伝達方法を確認しておく。</li> <li>○事業所の耐雪化に努める。</li> <li>○積雪等による危害防止措置を講ずる。</li> <li>○防火用品等の備蓄をしておく。</li> <li>○除排雪用具を準備しておく。</li> <li>○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。</li> <li>○出火防止対策を講ずる。</li> <li>○地域住民との協力体制</li> <li>○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。</li> <li>○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。</li> <li>○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。</li> <li>○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</li> <li>○<u>食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。</u></li> </ul> </div> <p data-bbox="181 1254 284 1278">(以下略)</p>	<div data-bbox="1167 282 1803 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路</li> <li>・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法</li> </ul> </li> </ul> </div> <p data-bbox="1055 552 1375 576"><b>3 事業所のとるべき措置</b></p> <p data-bbox="1066 580 2000 667">(1) <u>事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づいて平常時から次のことに留意し、雪害時に備えておく。</u></p> <div data-bbox="1158 713 1906 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 831 1191 979" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災体制の確立を図る。</li> <li>○情報収集、伝達方法を確認しておく。</li> <li>○事業所の耐雪化に努める。</li> <li>○積雪等による危害防止措置を講ずる。</li> <li>○防火用品等の備蓄をしておく。</li> <li>○除排雪用具を準備しておく。</li> <li>○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。</li> <li>○出火防止対策を講ずる。</li> <li>○地域住民との協力体制</li> <li>○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。</li> <li>○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。</li> <li>○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。</li> <li>○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</li> </ul> </div> <p data-bbox="1144 1254 1247 1278">(以下略)</p>	

修正案	現行	備考																
<p>(2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="188 331 777 748"> <tr> <td>雪害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>の</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>心</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>4 <u>県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</u>  <u>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</u>  <u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</u>  <u>なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容 (略)</p>	雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul>	の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul>	心	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul>	得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>(2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1178 338 1767 753"> <tr> <td>雪害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害時要援護者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>の</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>心</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容 (略)</p>	雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害時要援護者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul>	の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul>	心	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul>	得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul>	
雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul>																	
の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul>																	
心	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul>																	
得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul>																	
雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</li> <li>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</li> <li>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害時要援護者の安全に特に留意する。</li> <li>○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</li> </ul>																	
の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</li> <li>○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。</li> </ul>																	
心	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</li> </ul>																	
得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</li> </ul>																	

修正案		現行		備考
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集伝達体制の確立</li> <li>○防災知識の普及</li> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○防災資機材の備蓄及び管理</li> <li>○地域における避難行動要支援者の把握</li> <li>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</li> </ul>	平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集伝達体制の確立</li> <li>○防災知識の普及</li> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○防災資機材の備蓄及び管理</li> <li>○地域における災害時要援護者の把握</li> <li>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</li> </ul>	
雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県及び市町村と連携し、生活道路等の地域ぐるみの除排雪</li> <li>○出火防止、初期消火活動</li> <li>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</li> <li>○救出救護の実施及び協力</li> <li>○集団避難の実施</li> <li>○避難所運営の実施及び協力</li> <li>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</li> <li>○避難行動要支援者の避難行動への支援</li> </ul>	雪害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県及び市町村と連携し、生活道路等の地域ぐるみの除排雪</li> <li>○出火防止、初期消火活動</li> <li>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</li> <li>○救出救護の実施及び協力</li> <li>○集団避難の実施</li> <li>○避難所運営の実施及び協力</li> <li>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</li> <li>○災害時要援護者の避難活動への支援</li> </ul>	
<p>(3) <u>避難行動要支援者に対する地域協力体制</u>  <u>避難行動要支援者</u>は、雪害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、市町と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。  また、屋根雪おろし等の実施に協力する。</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等  事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。  (略)</p>		<p>(3) <u>災害時要援護者に対する地域協力体制</u>  <u>災害時要援護者</u>は、雪害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、市町と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。  また、屋根雪おろし等の実施に協力する。</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等  事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。  (略)</p>		

修正案	現行	備考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針  雪害による被害を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。  このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u>  また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備  防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難所</u>における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）  イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）  ウ 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）  エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）  オ 通訳業務（観光部局）  カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）  キ その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ  県、市町及び関係機関は、<u>雪害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。</u></p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針  雪害による被害を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。  このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u>  また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備  防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難場所</u>における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>(1) アマチュア無線通信業務（危機管理部局）  (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）  (3) 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）  (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）  (5) 通訳業務（観光部局）  (6) その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）  (7) その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ  県、市町及び関係機関は、<u>雪害時における2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>災害対策ボランティア現地本部の運営訓練</u>  <u>県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター</u>（以下「<u>県民ボランティアセンター</u>」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、<u>迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、</u>平常時より<u>災害対策ボランティア現地本部</u>（以下「<u>ボランティア現地本部</u>」という。）の<u>運営訓練を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>県、市町及び関係機関は、</u>平常より<u>積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、</u>地域における<u>防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) <u>県及び市町は、</u>防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、<u>県民や学生、企業、NPO等に積極的に参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>県は、</u>防災ボランティアの受入や派遣などを行うボランティア現地本部において、<u>防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、</u><u>コーディネート力の向上のための研修等を行う。</u>また、<u>市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画  <u>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、</u>雪害予防の万全を期するため、<u>単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</u><u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</u>  <u>なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(2) <u>防災ボランティアの活動拠点の確保</u>  <u>県及び市町は、</u>必要に応じて、<u>平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</u>  <u>また、</u>県及び市町は、<u>庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、</u><u>これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、</u><u>迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、</u>平常時より<u>訓練を行う。</u>  <u>さらに、</u>ボランティア拠点施設が被災した場合に<u>備え、代替施設について事前に定めておくとともに、</u>ボランティアを被災地に<u>迅速に受け入れるため、</u>県及び市町は、<u>被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>防災ボランティアの派遣にあたっては、</u>災害時に<u>支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。</u>このため、<u>県、市町及び関係機関は、</u>防災ボランティアに対して、<u>平常より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、</u>地域における<u>防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) <u>県及び市町は、</u>防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、<u>県民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>県は、</u>防災ボランティアの受入や派遣、<u>支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、</u>防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う<u>災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、</u><u>コーディネート技術の向上のための研修等を行う。</u>また、<u>市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画  <u>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、</u>雪害予防の万全を期するため、<u>単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</u>  <u>なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>【雪害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p>  <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>【雪害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p>  <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	



修正案	現行	備考
<p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>イ 県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等  県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、るとともに関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 被災者生活再建支援制度等の周知  県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。  また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図る。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援  県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>3 市町の活動体制  (1) (略)</p>	<p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進</p> <p>県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等  県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 被災者生活再建支援制度等の周知  県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。  また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図る。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 事業継続計画（BCP）の策定支援  県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>3 市町の活動体制  (1) (略)</p>	

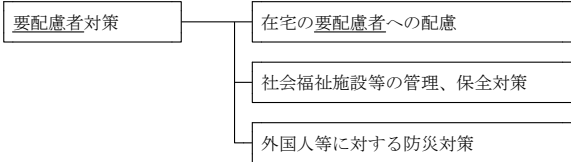
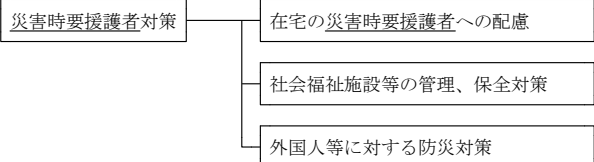
修正案	現行	備考
<p>(2) <u>国、県との連絡体制等の整備</u>  <u>市町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>(3) 除雪対策協議会の設置  (略)</p> <p>(4) 災害情報の収集  (略)</p> <p>(5) 情報発信  (略)</p> <p>(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等  ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(7) 受援計画の策定等  市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(8) <u>罹災証明交付体制の確立</u>  <u>市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。</u>  ア <u>罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u>  イ (略)  ウ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。  エ (略)</p>	<p>(2) 除雪対策協議会の設置  (略)</p> <p>(3) 災害情報の収集  (略)</p> <p>(4) 情報発信  (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等  ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(6) 受援計画の策定等  市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(7) <u>り災証明交付体制の確立</u>  <u>市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。</u>  ア <u>り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u>  イ (略)  ウ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。  エ (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(10) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p> <p>(11) 情報のバックアップ化 (略)</p> <p>(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援 市町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急用資機材の整備 (略) また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(8) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(9) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p> <p>(10) 情報のバックアップ化 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急用資機材の整備 (略) また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	

修正案	現行	備考																																																																																
<p>第9節 道路等の交通確保対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国道、県道等の交通確保 (略) また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 交通情報の共有</p> <table border="1" data-bbox="174 740 810 1187"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>提 供 先</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災情報</td> <td>石川県危機管理監室危機対策課</td> <td>076-225-1482</td> <td>076-225-1484</td> </tr> <tr> <td>一般国道 (指定区間外) 一般県道</td> <td>石川県土木部道路整備課</td> <td>076-225-1727</td> <td>076-225-1728</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>中日本高速道路㈱金沢支社</td> <td>076-249-8111</td> <td>076-249-8119</td> </tr> <tr> <td>一般国道 (指定区間)</td> <td>北陸地方整備局金沢河川国道事務所</td> <td>076-264-8800</td> <td>076-233-9632</td> </tr> <tr> <td>一般道</td> <td>道路交通情報センター</td> <td>076-266-3161</td> <td>076-266-3161</td> </tr> <tr> <td>J R</td> <td>西日本旅客鉄道㈱金沢支社</td> <td>076-253-5204</td> <td>076-253-5207</td> </tr> <tr> <td>のと鉄道</td> <td>のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室</td> <td>0768-52-3743</td> <td>0768-52-0083</td> </tr> <tr> <td>北陸鉄道</td> <td>北陸鉄道㈱</td> <td>076-237-8263</td> <td>076-237-8123</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>北陸エアターミナルビル㈱</td> <td>0761-23-6111</td> <td>0761-23-6124</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	種 類	提 供 先	電 話 番 号	F A X 番 号	防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728	高速道路	中日本高速道路㈱金沢支社	076-249-8111	076-249-8119	一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9632	一般道	道路交通情報センター	076-266-3161	076-266-3161	J R	西日本旅客鉄道㈱金沢支社	076-253-5204	076-253-5207	のと鉄道	のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083	北陸鉄道	北陸鉄道㈱	076-237-8263	076-237-8123	航空機	北陸エアターミナルビル㈱	0761-23-6111	0761-23-6124	<p>第9節 道路等の交通確保対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国道、県道等の交通確保 (略) また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 交通情報の共有</p> <table border="1" data-bbox="1137 734 1787 1190"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>提 供 先</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災情報</td> <td>石川県危機管理監室危機対策課</td> <td>076-225-1482</td> <td>076-225-1484</td> </tr> <tr> <td>一般国道 (指定区間外) 一般県道</td> <td>石川県土木部道路整備課</td> <td>076-225-1727</td> <td>076-225-1728</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>中日本高速道路㈱金沢支社</td> <td>076-249-8111</td> <td>076-249-8119</td> </tr> <tr> <td>一般国道 (指定区間)</td> <td>北陸地方整備局金沢河川国道事務所</td> <td>076-264-8800</td> <td>076-233-9612</td> </tr> <tr> <td>一般道</td> <td>道路交通情報センター</td> <td>076-222-4477</td> <td>076-222-5329</td> </tr> <tr> <td>J R</td> <td>西日本旅客鉄道㈱金沢支社</td> <td>076-253-5204</td> <td>076-253-5207</td> </tr> <tr> <td>のと鉄道</td> <td>のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室</td> <td>0768-52-3743</td> <td>0768-52-0083</td> </tr> <tr> <td>北陸鉄道</td> <td>北陸鉄道㈱</td> <td>076-237-8263</td> <td>076-237-8123</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>北陸エアターミナルビル㈱</td> <td>0761-23-6111</td> <td>0761-23-6124</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	種 類	提 供 先	電 話 番 号	F A X 番 号	防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728	高速道路	中日本高速道路㈱金沢支社	076-249-8111	076-249-8119	一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9612	一般道	道路交通情報センター	076-222-4477	076-222-5329	J R	西日本旅客鉄道㈱金沢支社	076-253-5204	076-253-5207	のと鉄道	のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083	北陸鉄道	北陸鉄道㈱	076-237-8263	076-237-8123	航空機	北陸エアターミナルビル㈱	0761-23-6111	0761-23-6124	
種 類	提 供 先	電 話 番 号	F A X 番 号																																																																															
防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484																																																																															
一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728																																																																															
高速道路	中日本高速道路㈱金沢支社	076-249-8111	076-249-8119																																																																															
一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9632																																																																															
一般道	道路交通情報センター	076-266-3161	076-266-3161																																																																															
J R	西日本旅客鉄道㈱金沢支社	076-253-5204	076-253-5207																																																																															
のと鉄道	のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083																																																																															
北陸鉄道	北陸鉄道㈱	076-237-8263	076-237-8123																																																																															
航空機	北陸エアターミナルビル㈱	0761-23-6111	0761-23-6124																																																																															
種 類	提 供 先	電 話 番 号	F A X 番 号																																																																															
防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484																																																																															
一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728																																																																															
高速道路	中日本高速道路㈱金沢支社	076-249-8111	076-249-8119																																																																															
一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9612																																																																															
一般道	道路交通情報センター	076-222-4477	076-222-5329																																																																															
J R	西日本旅客鉄道㈱金沢支社	076-253-5204	076-253-5207																																																																															
のと鉄道	のと鉄道㈱穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083																																																																															
北陸鉄道	北陸鉄道㈱	076-237-8263	076-237-8123																																																																															
航空機	北陸エアターミナルビル㈱	0761-23-6111	0761-23-6124																																																																															

修正案	現行	備考
<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。</p> <p>2 指定避難所、避難路の指定等 市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(1) 指定避難所 ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。 イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 エ 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。 オ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 カ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。 キ 常に避難所を開設できるように、避難所周辺の除排雪に努める。</p>	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火・延焼等に備えて、避難場所、避難路の確保・整備に努め、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、災害時要援護者にも配慮した施設等の整備に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。 なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>(1) 避難場所 ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。 イ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。 ウ 公共性 いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること。 常に避難所を開設できるように、避難所周辺の除排雪に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>キ 生活必需品等の供給  避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。  また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。</p> <p>ク 防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>ケ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>コ ペット動物の飼育場所等について検討すること。</p> <p>サ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(2) 避難路  (略)</p> <p>3 二次避難支援体制の整備  高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。  また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4 交通規制  警察は、雪害時の避難を容易にするため、避難所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p>	<p>エ 生活必需品等の供給  避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。  また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。  とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。  さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>(2) 避難路  (略)</p> <p>3 二次避難支援体制の整備  高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。  また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4 交通規制  警察は、雪害時の避難を容易にするため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p>	

修正案	現行	備考
<p>5 避難誘導標識等の設置 市町は、<u>避難所</u>について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、<u>避難誘導標識及び避難所</u>の表示標識を積雪時にも表示が確認できるよう設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した<u>避難誘導灯</u>等の設置に努める。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、<u>避難所</u>における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、<u>避難所運営マニュアル</u>を作成する。</p> <p>第12節 <u>要配慮者対策</u></p> <p>1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である<u>要配慮者</u>が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から<u>要配慮者</u>を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>体系</p> 	<p>5 避難誘導標識等の設置 市町は、<u>避難場所等</u>について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、<u>避難誘導標識及び避難場所等</u>の表示標識を積雪時にも表示が確認できるよう設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、<u>避難所</u>における円滑な救護活動や<u>災害時要援護者</u>及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、<u>避難所運営マニュアル</u>を作成する。</p> <p>第12節 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である<u>災害時要援護者</u>が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から<u>災害時要援護者</u>を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>体系</p> 	

修正案	現行	備考
<p>2 在宅の要配慮者への配慮</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>イ 名簿情報の利用及び提供 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、避難支援プランの策定等に努める。 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。</p> <p>(3) 生活情報の提供と生活相談体制の整備 市町においては、要配慮者がいたずらに生活不安を引き起こさないよう、適時、必要な生活情報を提供するとともに、生活全般についての相談等に対して、在宅介護支援センターや社会福祉協議会の活用などにより、対応できる体制を整備する。</p>	<p>2 在宅の災害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握 市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治体等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、避難支援プランの策定等に努める。 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。</p> <p>(3) 生活情報の提供と生活相談体制の整備 市町においては、災害時要援護者がいたずらに生活不安を引き起こさないよう、適時、必要な生活情報を提供するとともに、生活全般についての相談等に対して、在宅介護支援センターや社会福祉協議会の活用などにより、対応できる体制を整備する。</p>	



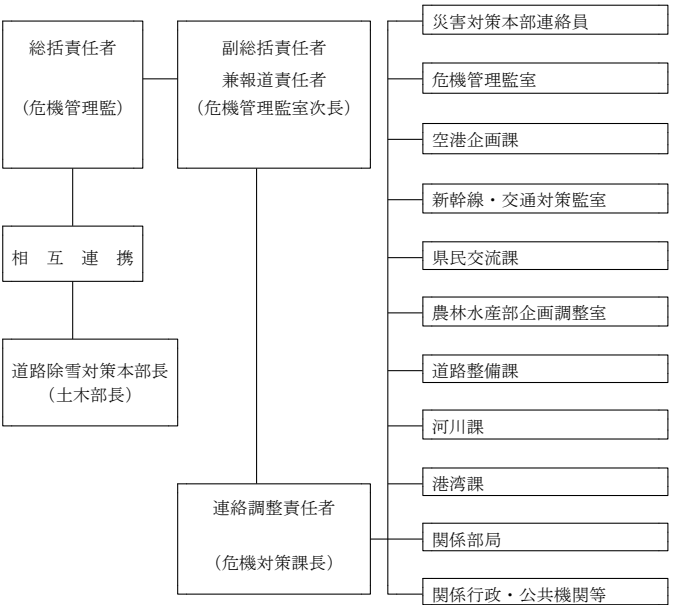
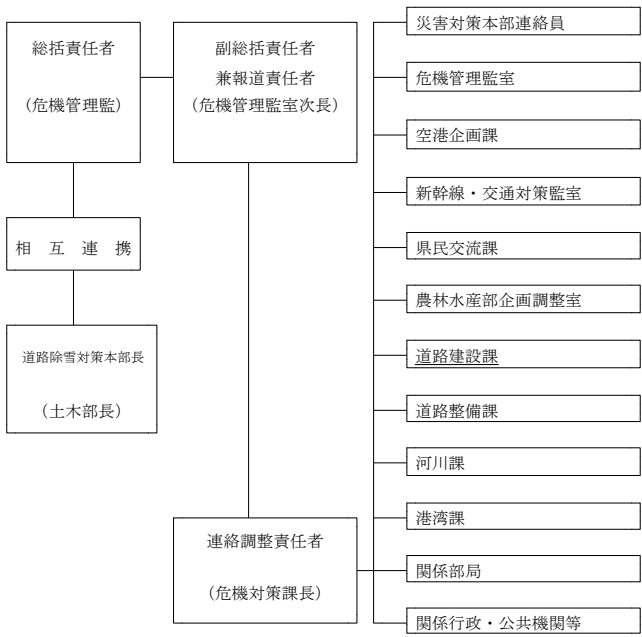
修正案	現行	備考
<p>(4) 要配慮者への支援体制の整備 市町においては、積雪時には、民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等との連携により、要配慮者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食糧調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。 (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 防災マップの作成 市町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。</p> <p>(8) 避難行動要支援者避難支援マップの作成 市町等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 二次避難支援体制の整備 県は、市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策 (1) (略) (2) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難所を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p>	<p>(4) 災害時要援護者への支援体制の整備 市町においては、積雪時には、民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等との連携により、災害時要援護者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食糧調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。 (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 防災マップの作成 市町は、災害時要援護者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。</p> <p>(8) 災害時要援護者避難支援マップの作成 市町等は、災害時要援護者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 二次避難支援体制の整備 県は、市町の二次避難支援（災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の管理、保全対策 (1) (略) (2) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>4 外国人等に対する防災対策 (略)</p> <p>(1) 避難誘導標識及び避難所の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</p> <p>(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p> <p>第13節～第16節 (略)</p> <p>第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>4 外国人等に対する防災対策 (略)</p> <p>(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(2) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p> <p>第13節～第16節 (略)</p> <p>第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。</p> <p>(略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。  また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が 平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄 するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うな どの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の 備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。  さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定 を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 物資の集積、配送地の整備  (略)  (1) (略)  (2) 市町は、<u>避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</u>  (3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第18節～第21節 (略)</p> <p>第22節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防  (1) (略)  (2) (略)  また、イに掲げる建築物等については、<u>要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。</u>  (略)  ア (略)  イ 雪害時の緊急救護所、被災者の<u>避難所</u>となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p>	<p>(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。  また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が 平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄 するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うな どの観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の 備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、<u>要援護者に対する備蓄物資を拡充する。</u>  さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定 を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 物資の集積、配送地の整備  (略)  (1) (略)  (2) 市町は、<u>避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</u>  (3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第18節～第21節 (略)</p> <p>第22節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防  (1) (略)  (2) (略)  また、イに掲げる建築物等については、<u>災害時要援護者にも配慮した構造、設備の確保を図る。</u>  (略)  ア (略)  イ 雪害時の緊急救護所、被災者の<u>避難施設等</u>となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 一般建築物の雪害予防 (略) (1)～(3) (略) (4) 市町は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、集落区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。 特に、高齢者、障害者等要配慮者の家屋については、市町は、消防機関及び社会福祉関係機関等と連携し、民生委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23節 公共施設災害予防</p> <div data-bbox="456 651 925 740" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>環境部、土木部、<u>警察本部</u>、市町、<u>防災関係機関</u></p> </div> <p>1～4 (略)</p> <p>5 交通施設等の整備対策 主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等については、<u>代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。</u> <u>また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</u></p> <p>6 <u>一般廃棄物処理施設整備対策</u> 市町等は、一般廃棄物処理施設の雪害に対する安全性の確保を図るとともに、<u>一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。</u> <u>また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</u></p> <p>第24節 (略)</p>	<p>3 一般建築物の雪害予防 (略) (1)～(3) (略) (4) 市町は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、集落区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の家屋については、市町は、消防機関及び社会福祉関係機関等と連携し、民生委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23節 公共施設災害予防</p> <div data-bbox="1420 651 1888 710" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>環境部、土木部、市町、<u>防災関係機関</u></p> </div> <p>1～4 (略)</p> <p>5 交通施設等の整備対策 主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等については、<u>国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。</u></p> <p>第24節 (略)</p>	

修正案	現行	備考																														
<p style="text-align: center;"><b>第3章 雪害応急対策計画</b></p> <p>災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。</p> <p>また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。</p> <p>なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p><b>第1節 初動体制の確立</b></p> <p style="text-align: center;">配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="159 711 739 1422"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に大雪注意報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)</td> <td>・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等	災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<p style="text-align: center;"><b>第3章 雪害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 初動体制の確立</b></p> <p style="text-align: center;">配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1167 711 1713 1406"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に大雪注意報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)</td> <td>・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等	災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	
配備体制	基準	動員対象職員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																														
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等																														
災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																														
災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																														
配備体制	基準	動員対象職員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																														
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等																														
災害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 ・新幹線・交通対策監室 ・県民交流課 ・農林水産部企画調整室 ・道路建設課 ・道路整備課 ・河川課 ・港湾課 ・その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																														
災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																														

修正案	現行	備考
<p>1～2 (略)  3 通報連絡体制及び県職員の動員  (1)～(2) (略)  ア～イ (略)  ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>(以下略)</p>	<p>1～2 (略)  3 通報連絡体制及び県職員の動員  (1)～(2) (略)  ア～イ (略)  ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>(以下略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>4 雪害対策本部 (1) (略) (2) 雪害対策本部組織図</p> <pre> graph TD     A[雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)] --- B[雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理監)]     B --- C[災害対策本部連絡員]     B --- D[危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理監室職員]     B --- E[空港企画班 班長 空港企画課長 班員 空港企画課職員]     B --- F[新幹線・交通政策班 班長 交通政策担当課長 班員 新幹線・交通対策監室職員]     B --- G[県民交流班 班長 県民交流課長 班員 県民交流課職員]     B --- H[農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員]     B --- I[道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員]     B --- J[河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員]     B --- K[港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員]     B --- L[関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員]     B --- M[関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員]     N[道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)] --- I   </pre>	<p>4 雪害対策本部 (1) (略) (2) 雪害対策本部組織図</p> <pre> graph TD     A[雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)] --- B[雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理監)]     B --- C[災害対策本部連絡員]     B --- D[危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理監室職員]     B --- E[空港企画班 班長 空港企画課長 班員 空港企画課職員]     B --- F[新幹線・交通政策班 班長 交通政策担当課長 班員 新幹線・交通対策監室職員]     B --- G[県民交流班 班長 県民交流課長 班員 県民交流課職員]     B --- H[農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員]     B --- I[道路建設班 班長 道路建設課長 班員 道路建設課職員]     B --- J[道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員]     B --- K[河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員]     B --- L[港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員]     B --- M[関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員]     B --- N[関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員]     O[道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)] --- I     O --- J   </pre>	

修 正 案	現 行	備 考
-------	-----	-----

- (3) (略)  
(4) 雪害対策本部の班名及び所掌事務

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	1 市町及び防災関係機関との通報連絡に関する事。 2 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関する事。 3 広報に関する事。
空港企画班	空港施策の総合的な調整に関する事。
新幹線・交通政策班	交通施策の総合的な調整に関する事。
県民交流班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。
農林水産部企画調整班	農林水産業の総合的な調整に関する事（林道含む。）
道路整備班	道路（道路法に基づく道路）の管理に関する事。
河川班	河川及び海岸域及び漁港域並びにダムに関する事。
港湾班	港湾及び海岸の管理に関する事。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関する事。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関する事。

- 5 災害対策本部  
(1)～(7) (略)  
(8) 災害対策本部の所掌事務  
(略)  
県本部の所掌事務

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の取りまとめに関する事。</li> <li>○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関する事。</li> <li>○ 災害時における通信の確保に関する事。</li> <li>○ 災害状況の県内外に対する広報に関する事。</li> <li>○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関する事。</li> <li>○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関する事。</li> <li>○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関する事。</li> <li>○ 水防その他災害の緊急防衛対策に関する事。</li> <li>○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関する事。</li> <li>○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関する事。</li> <li>○ 災害時における治安の確保に関する事。</li> <li>○ 災害の応急復旧対策に関する事。</li> <li>○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。</li> </ul> |
|---|

- (3) (略)  
(4) 雪害対策本部の班名及び所掌事務

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	1 市町及び防災関係機関との通報連絡に関する事。 2 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関する事。 3 広報に関する事。
空港企画班	空港施策の総合的な調整に関する事。
新幹線・交通政策班	交通施策の総合的な調整に関する事。
県民交流班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。
農林水産部企画調整班	農林水産業の総合的な調整に関する事（林道含む。）
道路建設班	県道路公社との連絡及び調整に関する事。
道路整備班	道路（道路法に基づく道路）の管理に関する事。
河川班	河川及び海岸域及び漁港域並びにダムに関する事。
港湾班	港湾及び海岸の管理に関する事。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関する事。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関する事。

- 5 災害対策本部  
(1)～(7) (略)  
(8) 災害対策本部の所掌事務  
(略)  
県本部の所掌事務

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の取りまとめに関する事。</li> <li>○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関する事。</li> <li>○ 災害時における通信の確保に関する事。</li> <li>○ 災害状況の県内外に対する広報に関する事。</li> <li>○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関する事。</li> <li>○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関する事。</li> <li>○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関する事。</li> <li>○ 水防その他災害の緊急防ぎ上対策に関する事。</li> <li>○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関する事。</li> <li>○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関する事。</li> <li>○ 災害時における治安の確保に関する事。</li> <li>○ 災害の応急復旧対策に関する事。</li> <li>○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。</li> </ul> |
|--|



修正案	現行	備考
<p>6～8 (略)</p> <p>9 災害応急対策の総合調整</p> <p>(1) 総合調整 ア～ウ (略)</p> <p>エ 総合調整の系統</p> <p>The diagram shows a hierarchy starting with the National Disaster Emergency Response Headquarters at the top. Below it is the Prefecture level, which includes the Ishikawa Prefecture Disaster Response Headquarters. This headquarters is connected to various administrative and public organizations. It oversees local departments and a local disaster response headquarters. At the bottom level, police stations, municipal disaster response headquarters, and fire departments are shown, all interacting with residents.</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6～8 (略)</p> <p>9 災害応急対策の総合調整</p> <p>(1) 総合調整 ア～ウ (略)</p> <p>エ 総合調整の系統</p> <p>The diagram shows a similar hierarchy to the proposed one. It starts with the National Disaster Emergency Response Headquarters, followed by the Prefecture level with the Ishikawa Prefecture Disaster Response Headquarters. The structure of local departments and the local disaster response headquarters is identical to the proposed system. The bottom level also shows police stations, municipal disaster response headquarters, and fire departments interacting with residents.</p> <p>(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考		
<p>10 受援体制の確立 (略)</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 <u>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 (略)</p> <p>&lt;要請事項&gt;</p> <table border="1" data-bbox="219 810 804 1018"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣  <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣  <input type="checkbox"/> 避難所の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置  <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供  <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 </td> </tr> </table> <p>ウ 市町に対する応援 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 知事は、県内に災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行う。</u></p>	<input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 <input type="checkbox"/> 避難所の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置 <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	<p>10 受援体制の確立 (略)</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 (略)</p> <p>&lt;要請事項&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1178 810 1762 1018"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣  <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん  <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣  <input type="checkbox"/> 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置  <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供  <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 </td> </tr> </table> <p>ウ 市町に対する応援 (ア)～(ウ) (略)</p>	<input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 <input type="checkbox"/> 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置 <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	
<input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 <input type="checkbox"/> 避難所の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置 <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項				
<input type="checkbox"/> 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん <input type="checkbox"/> 救援及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 <input type="checkbox"/> 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置 <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項				

修 正 案	現 行	備 考														
<p>エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p><u>ス 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u> (本章第29節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="185 660 893 788"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～チ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>11～12 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス～タ</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>11～12 (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修 正 案	現 行	備 考																																												
<p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の事前措置及び応急措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他応急措置等 ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令（災害対策基本法第65条第1項、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>3 知事の応急措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条） ア～イ (略)</p> <p>ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。</p> <table border="1" data-bbox="174 981 987 1300"> <thead> <tr> <th>命令区分</th> <th>命令対象の作業</th> <th>根拠法令</th> <th>執 行 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従事命令</td> <td>消 防 作 業</td> <td>消防法第29条第5項</td> <td>消防吏員又は消防団</td> </tr> <tr> <td>水 防 作 業</td> <td>水防法第24条</td> <td>水防管理者、水防団 又は消防機関の長</td> </tr> <tr> <td>従事命令</td> <td rowspan="2">災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)</td> <td>災害救助法第7条</td> <td rowspan="2">知 事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>〃 第9条</td> </tr> <tr> <td>従事命令</td> <td rowspan="2">災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)</td> <td rowspan="2">災害対策基本法第71条</td> <td rowspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執 行 者	従事命令	消 防 作 業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団	水 防 作 業	水防法第24条	水防管理者、水防団 又は消防機関の長	従事命令	災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第7条	知 事	協力命令	〃 第9条	従事命令	災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	〃	協力命令	<p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の事前措置及び応急措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他応急措置等 ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令（災害対策基本法第65条第1項、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第24条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>3 知事の応急措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条） ア～イ (略)</p> <p>ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 981 1951 1300"> <thead> <tr> <th>命令区分</th> <th>命令対象の作業</th> <th>根拠法令</th> <th>執 行 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従事命令</td> <td>消 防 作 業</td> <td>消防法第29条第5項</td> <td>消防吏員又は消防団</td> </tr> <tr> <td>水 防 作 業</td> <td>水防法第24条</td> <td>水防管理者、水防団 又は消防機関の長</td> </tr> <tr> <td>従事命令</td> <td rowspan="2">災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)</td> <td>災害救助法第24条</td> <td rowspan="2">知 事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>〃 第25条</td> </tr> <tr> <td>従事命令</td> <td rowspan="2">災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)</td> <td rowspan="2">災害対策基本法第71条</td> <td rowspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執 行 者	従事命令	消 防 作 業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団	水 防 作 業	水防法第24条	水防管理者、水防団 又は消防機関の長	従事命令	災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第24条	知 事	協力命令	〃 第25条	従事命令	災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	〃	協力命令	
命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執 行 者																																											
従事命令	消 防 作 業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団																																											
	水 防 作 業	水防法第24条	水防管理者、水防団 又は消防機関の長																																											
従事命令	災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第7条	知 事																																											
協力命令		〃 第9条																																												
従事命令	災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	〃																																											
協力命令																																														
命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執 行 者																																											
従事命令	消 防 作 業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団																																											
	水 防 作 業	水防法第24条	水防管理者、水防団 又は消防機関の長																																											
従事命令	災 害 救 助 作 業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第24条	知 事																																											
協力命令		〃 第25条																																												
従事命令	災 害 応 急 対 策 作 業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	〃																																											
協力命令																																														

修正案	現行	備考																																										
<p>エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 349 848 1145"> <thead> <tr> <th>命令対象の作業</th> <th>対象者</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 作 業 (従事命令)</td> <td>火災の現場付近にある者</td> <td>消防法第29条第5項</td> </tr> <tr> <td>水 防 作 業 (従事命令)</td> <td>水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者</td> <td>水防法第24条</td> </tr> <tr> <td>災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)</td> <td>(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者</td> <td>災害救助法第7条 災害対策基本法第71条</td> </tr> <tr> <td>災害救助その他の作業 (知事の協力命令)</td> <td>救助を要する者及びその近隣の者</td> <td>災害救助法第8条</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）</td> <td>市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者</td> <td>災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策全般（警察官職務執行法）</td> <td>その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ 損失補償</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。(災害対策基本法第82条第2項、同法施行令第35条)なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第5条の規定に基づく実費を弁償する。(災害救助法第7条第5項、石川県災害救助法施行細則)</p> <p>(ウ) (略)</p>	命令対象の作業	対象者	根拠法令	消 防 作 業 (従事命令)	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項	水 防 作 業 (従事命令)	水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条	災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第7条 災害対策基本法第71条	災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第8条	災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項	災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条	<p>エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 341 1827 1161"> <thead> <tr> <th>命令対象の作業</th> <th>対象者</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 作 業 (従事命令)</td> <td>火災の現場付近にある者</td> <td>消防法第29条第5項</td> </tr> <tr> <td>水 防 作 業 (従事命令)</td> <td>水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者</td> <td>水防法第24条</td> </tr> <tr> <td>災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)</td> <td>(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者</td> <td>災害救助法第24条 災害対策基本法第71条</td> </tr> <tr> <td>災害救助その他の作業 (知事の協力命令)</td> <td>救助を要する者及びその近隣の者</td> <td>災害救助法第25条</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）</td> <td>市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者</td> <td>災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策全般（警察官職務執行法）</td> <td>その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ 損失補償</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。(災害対策基本法第82条第2項、同法施行令第35条)なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づく実費を弁償する。(災害救助法第24条第5項、石川県災害救助法施行細則)</p> <p>(ウ) (略)</p>	命令対象の作業	対象者	根拠法令	消 防 作 業 (従事命令)	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項	水 防 作 業 (従事命令)	水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条	災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第24条 災害対策基本法第71条	災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条	災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項	災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条	
命令対象の作業	対象者	根拠法令																																										
消 防 作 業 (従事命令)	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項																																										
水 防 作 業 (従事命令)	水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条																																										
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第7条 災害対策基本法第71条																																										
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第8条																																										
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項																																										
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条																																										
命令対象の作業	対象者	根拠法令																																										
消 防 作 業 (従事命令)	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項																																										
水 防 作 業 (従事命令)	水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条																																										
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第24条 災害対策基本法第71条																																										
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条																																										
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項																																										
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条																																										

修正案	現行	備考
<p>ク 扶助金  県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、別に定めるところにより扶助金を支給する（災害救助法第12条、同法施行令第7条及び第8条第2項第3号）。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情報</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報  <u>金沢地方気象台は、大雪や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。</u>  <u>なお、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p>	<p>ク 扶助金  県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、別に定めるところにより扶助金を支給する（災害救助法第29条、同法施行令第13条及び第14条第2項第3号）。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 雪に関する防災気象情報</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 雪に関する注意報・警報の種類及び発表基準</p>	

修正案

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雪特別警報 大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

現行

種類	発表基準
注意報 一般の 利用に 適合す るもの の 報	風雪注意報 雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測地では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合
	大雪注意報 大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合
	なだれ注意報 なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ・積雪が100cm以上あって金沢の年平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上になると予想される場合)。
	着氷(雪)注意報 主として通信線、送電線に対する着氷と船舶を対象とする着氷による被害が起こると予想される場合
	低温注意報 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・冬期において最低気温-4℃以下になると予想される場合(夏期において最低気温17℃以下が2日以上継続すると予想される場合)
	融雪注意報 融雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・積雪地域の年平均気温が13℃以上と予想される場合、又は積雪地域の年平均気温が10℃以上で、かつ日降水量が20mm以上と予想される場合
警報 一般の 利用に 適合す るもの の 報	暴風雪警報 雪を伴った暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上 海上で25m/s以上 になると予想される場合
	大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合

- (注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。
- 4 平地は、標高100m未満、山地は、標高100m以上の地域を示す。

修正案	現行	備考																																						
<p><b>警報等の基準</b></p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="103 381 981 523"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。</p> <p><b>指標：各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="116 847 1008 1161"> <thead> <tr> <th colspan="4">各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深</th> </tr> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>輪島</td> <td>83</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>金沢</td> <td>139</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>珠洲</td> <td>146</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>七尾</td> <td>87</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>白山吉野</td> <td>272</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>加賀菅谷</td> <td>233</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深				府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	石川県	輪島	83	110	石川県	金沢	139	181	石川県	珠洲	146	159	石川県	七尾	87	74	石川県	白山吉野	272	308	石川県	加賀菅谷	233	246		
現象の種類	基準																																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																							
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																							
各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深																																								
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)																																					
石川県	輪島	83	110																																					
石川県	金沢	139	181																																					
石川県	珠洲	146	159																																					
石川県	七尾	87	74																																					
石川県	白山吉野	272	308																																					
石川県	加賀菅谷	233	246																																					



修 正 案

現 行

備 考

石川県 警報等の発表基準一覧表

発表官署		金沢地方気象台				
発表予報区		石川県				
一次細分区域		加賀		能登		
市町村等をまとめた地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部	
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s		
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s		
	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm、山地 12時間降雪の深さ45cm		
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m、東海上 5.0m	東海上 5.0m、西海上 5.0m	
注	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	陸上 12m/s <sup>1)</sup> 、海上 15m/s		陸上 12m/s <sup>1)</sup> 、北海上 15m/s、東海上 15m/s		
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s <sup>1)</sup> 、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、北海上 15m/s、東海上 15m/s		
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	
	波浪(有義波高)	3.0m		北海上 3.0m、東海上 2.0m	東海上 2.0m、西海上 3.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	霧	霧害等により被害が予想される場合				
	融雪	①積雪地域の年平均気温が13℃以上 ②積雪地域の年平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上				
報	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、北海上 500m、東海上 500m		陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%				
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の年平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)				
	低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上連続 冬期:最低気温-4℃以下				
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温3℃以下				
霜氷・霜雪	霜し・霜氷(雪)が予想される場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	105mm					
	*1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。					
	*2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。					

別表 1 (略)  
別表 2 (略)

別表 1 (略)  
別表 2 (略)

- (注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。
- 4 平地は、標高100m未満、山地は、標高100m以上の地域を示す。

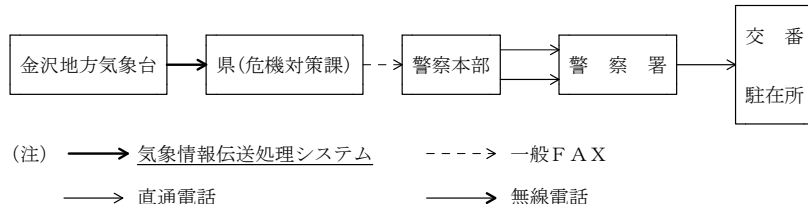
修正案	現行	備考
<p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象警報等の伝達 金沢地方気象台等は、別図「気象警報等各種伝達系統図」により、関係機関に速やかに伝達する。</p> <p>(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、<u>気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。</u> なお、異常災害時に平常時の加入電話又は気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。</p> <p>(2) 県は、防災行政無線、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、<u>防災行政無線等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。</u>なお、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。</p> <p>(3) 航空自衛隊小松基地小松気象隊(0761-22-2101)は、大雪警報等発表時及び災害の恐れがあるときは、県の要請に応じ、気象レーダー観測による資料等を提供する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象警報等の伝達 金沢地方気象台等は、別図「気象警報等各種伝達系統図」により、関係機関に速やかに伝達する。</p> <p>(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。 なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。</p> <p>(2) 県は、防災行政無線、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより直ちに住民及び関係機関へ周知する。</p> <p>(3) 航空自衛隊小松基地小松気象隊(0761-22-2101)は、大雪警報等発令時及び災害の恐れがあるときは、県の要請に応じ、気象レーダー観測による資料等を提供する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>◇気象警報等各種伝達系統図◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図</p> <p>(凡例)  → 気象情報伝送処理システム  -----&gt; インターネット (注)  ———&gt; 防災情報提供システム  ——&gt; 各機関伝達手段</p> <p>(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、従前の情報伝達に加えて、インターネットを活用した防災情報提供システムにより石川県、市町等に提供している補助的な伝達手段である。</p> <p>別図2 (略)</p>	<p>◇気象警報等各種伝達系統図◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図</p> <p>(凡例)  → 東アデス回線  -----&gt; インターネット (注)  ———&gt; 防災情報提供システム  ——&gt; 各機関伝達手段</p> <p>(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、従前の情報伝達に加えて、インターネットを活用した防災情報提供システムにより石川県、市町等に提供している補助的な伝達手段である。</p> <p>別図2 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>別図3 県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図</p> <p>(注) ———→ 気象情報伝送処理システム      -----→ 衛星通信 (一斉FAX) -----→ 無線通信      ———→ 一般FAX ———→ 一般電話、その他      降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで</p>	<p>別図3 県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図</p> <p>(注) ———→ 防災情報提供システム      -----→ 衛星通信 (一斉FAX) -----→ 無線通信      ———→ 一般FAX ———→ 一般電話、その他      降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで</p>	

修正案

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図



第6節 雪害情報の収集・伝達

1～2 (略)

3 収集すべき情報

- (1)～(2) (略)
- (3) 速報及び被害状況等の報告様式  
ア～タ (略)
- チ 避難勧告・指示

( 年 月 日 時 分報告)

市町村名	勧告・ 指示日時	避 難 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年 齢	職 業			

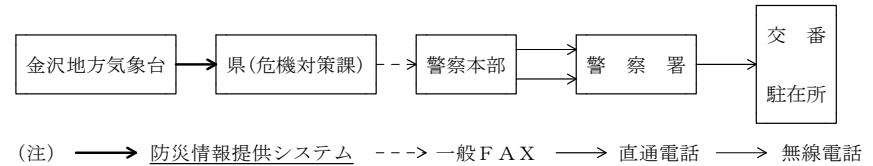
ツ (略)  
(以下略)

第7節 通信手段の確保

- 1 (略)
- 2 通信手段の利用方法等
  - (1) (略)
  - (2) 非常通信
    - ア 専用通信施設の利用  
(略)
    - (ア) (略)

現 行

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図



第6節 雪害情報の収集・伝達

1～2 (略)

3 収集すべき情報

- (1)～(2) (略)
- (3) 速報及び被害状況等の報告様式  
ア～タ (略)
- チ 避難勧告・指示

( 年 月 日 時 分報告)

市町村名	勧告・ 指示日時	避 難 場 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年 齢	職 業			

ツ (略)  
(以下略)

第7節 通信手段の確保

- 1 (略)
- 2 通信手段の利用方法等
  - (1) (略)
  - (2) 非常通信
    - ア 専用通信施設の利用  
(略)
    - (ア) (略)

修 正 案	現 行	備 考
-------	-----	-----

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンクテレコム株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
KDDI株式会社	フィールドグループ グループリーダー	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室課長	〒920-8202 金沢市西都1-5
ソフトバンクモバイル株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課課員	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)
一般社団法人北陸自動車無線協会	事務局長	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階
一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	主任	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F
石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通信部	情報通信部 機動通信課課長補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方気象台	観測予報(技術専門官) (通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門 統制矯正処遇官(第一担当)	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令室担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)
金沢市	危機管理課課長補佐	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンクテレコム株式会社	ネットワーク運用本部関西第2ネットワークセンター 金沢保全2課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
KDDI株式会社	課長(フィールド担当)	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社NTTドコモ北陸	災害対策室主査	〒920-8202 金沢市西都1-5
ソフトバンクモバイル株式会社	ネットワーク運用本部関西第2ネットワークセンター 金沢保全1課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課主席	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)
財団法人近畿移動無線センター 北陸事務所	技術課長	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F
社団法人日本アマチュア無線連盟 北陸地方本部	本部長	〒924-0032 白山市村井町217
石川県	総務部危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方気象台	技術課技術専門官 (無線通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門 首席矯正処遇官	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令課担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局 統制指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)
小松市	参与	〒923-8650 小松市小馬出91

修正案			現行			備考
所 属	連絡担当者	所在地	所 属	連絡担当者	所在地	
小松市	防災安全センター長	〒923-8650 小松市小馬出91	加賀市	行財政課係長	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	
輪島市	防災対策課防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地	輪島市	交通防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29	
珠洲市	危機管理室係長	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	珠洲市	総務課主査	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6-2	
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	内灘町	総務課主査	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	穴水町	総務課主幹	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	西日本電信電話株式会社金沢支店	サービス運営担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	日本放送協会金沢放送局	技術 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1	
野々市市	環境安全課課長補佐	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18	
川北町	総務課係長	〒923-1295 能美郡川北町老ツ屋174番地	株式会社テレビ金沢	編成技術本部技術センター長兼技術部長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136	
津幡町	総務課課長補佐	〒929-0393 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2	
内灘町	総務課防災担当	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	株式会社エフエム石川	放送部主任	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45	
志賀町	情報推進課担当	〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1-1	株式会社テレビ小松	取締役技術局長	〒923-0918 小松市京町63	
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	株式会社あさがおテレビ	放送部部长	〒924-0871 白山市西新町235-1	
中能登町	総務課主査	〒929-1792 鹿島郡中能登町末坂9-46	加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1	
穴水町	生活環境課係長	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1	
能登町	総務課係長	〒927-0492 能登町宇字出津1字197番地1	株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1	
西日本電信電話株式会社金沢支店	グループマネジメント担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30	
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30	
北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1	株式会社毎日新聞社北陸総局	無線担当主任	〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4	
			株式会社読売新聞東京本社金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階	
			社団法人共同通信社金沢支局	支局長	〒920-0961 金沢市香林坊2-5-1	
			日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	
			株式会社北國銀行	総務部総務課課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1	
			日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48	

修正案

現行

備考

所 属	連絡担当者	所在地
石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
株式会社テレビ金沢	技術局 局次長 兼システム管理室長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
株式会社エフエム石川	放送部長代理	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45
株式会社テレビ小松	常務取締役	〒923-0918 小松市園町ホ133番地1
株式会社あさがおテレビ	放送部部长	〒924-0871 白山市西新町235-1
加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1
株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1
株式会社北國新聞社	電算部主任 (機報担当)	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1
株式会社中日新聞社北陸本社	技術局付	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30
株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション 無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30 〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
株式会社毎日新聞社北陸総局	総局長	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20
株式会社読売新聞東京本社 金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階
一般社団法人共同通信社金沢 支局	支局長	〒920-0961 金沢市南町2-1 北國新聞会館内
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28
株式会社北國銀行	総務管財課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48
北陸鉄道株式会社	自動車部	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0231 金沢市大野町4-ソ-2
一般財団法人日本気象協会	北陸支店長	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
日本通運株式会社金沢支店	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーA V 室長	〒921-8501 石川県野々市市扇ヶ丘7-1
一般社団法人日本アマチュア 無線連盟 石川県支部	支部長	〒929-1716 鹿島郡中能登町黒氏

所 属	連絡担当者	所在地
北陸鉄道株式会社	バス事業本部 係長 (運行管理担当)	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0331 金沢市大野町4-ソ-2
財団法人日本気象協会	気象情報課 主任技師	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
社団法人北陸自動車無線協会	専務理事	〒920-0864 金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡町ビル5階
日本通運株式会社	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーA V 室室長	〒921-8501 石川県石川郡野々市市扇ヶ丘7-1
社団法人日本アマチュア無線 連盟 石川県支部	支部長	〒924-0051 白山市福留町660-84

イ～エ (略)  
(3)～(8) (略)  
3 (略)

イ～エ (略)  
(3)～(8) (略)  
3 (略)



修正案	現行	備考
<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用 1～3 (略) 4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>支援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>支援協定</u>(平成<u>26</u>年4月1日)」の定めるところによる。 (1) <u>支援要請の要件</u> 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>支援</u>する。</p> <div data-bbox="94 523 1016 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が隣接する市町等の<u>区域</u>に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</li> <li>○ <u>発災市町等の消防力</u>によっては、災害の<u>防御又は災害情報の収集</u>が著しく困難と認められる場合</li> <li>○ <u>その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合</u></li> </ul> </div> <p>(2) 要請方法 市町等から知事(石川県消防防災航空隊)に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="94 932 801 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種別</li> <li>○ 災害発生の日時、<u>場所及び被害の状況</u></li> <li>○ 災害発生現場の気象状態</li> <li>○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</li> <li>○ 災害現場の市町側の<u>最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法</u></li> <li>○ <u>支援に要する資機材の品目及び数量</u></li> <li>○ <u>その他必要な事項</u></li> </ul> </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>支援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p>	<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用 1～3 (略) 4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>応援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>応援協定</u>(平成<u>9</u>年4月1日)」の定めるところによる。 (1) <u>応援要請の要件</u> 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>応援</u>する。</p> <div data-bbox="1057 523 1980 756" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</li> <li>○ <u>要請市町等の消防力</u>によっては<u>防ぎよ</u>が著しく困難な場合</li> <li>○ <u>その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合</u></li> </ul> </div> <p>(2) 要請方法 市町等から知事(航空消防防災室)に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="1070 932 1778 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種別</li> <li>○ 災害の<u>発生日時場所、概要</u></li> <li>○ 災害発生現場の気象状態</li> <li>○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</li> <li>○ 災害現場の最高指揮者の<u>職氏名及び連絡手段</u></li> <li>○ <u>応援に要する資機材の品目及び数量</u></li> <li>○ <u>その他必要な事項</u></li> </ul> </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>応援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第9節 災害広報</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広報の内容</p> <p>(1) 災害発生直後の広報</p> <div data-bbox="152 507 920 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況及びその他の雪害情報</li> <li>○ 基幹道路の渋滞情報及び交通規制、除雪状況など災害応急対策活動状況</li> <li>○ 鉄道、バス、航空機の運行状況</li> <li>○ 凍結・積雪時における注意事項</li> <li>○ 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等</li> <li>○ 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請</li> </ul> </div> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 (略)</p> <p>また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 携帯電話の活用</p> <p>エ 紙媒体の活用</p> <p>オ 臨時広報誌の発行</p> <p>カ 相談窓口による情報提供</p> <p>キ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第9節 災害広報</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広報の内容</p> <p>(1) 災害発生直後の広報</p> <div data-bbox="1144 515 1879 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況及びその他の雪害情報</li> <li>○ 基幹道路の渋滞情報及び交通規制、除雪状況など災害応急対策活動状況</li> <li>○ 鉄道、バス、航空機の運行状況</li> <li>○ 凍結・積雪時における注意事項</li> <li>○ 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等</li> <li>○ 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請</li> </ul> </div> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 (略)</p> <p>また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 紙媒体の活用</p> <p>エ 臨時広報誌の発行</p> <p>オ 相談窓口による情報提供</p> <p>カ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p>	

修正案	現行	備考																														
<p>6 安否情報の提供等  <u>県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u>  <u>この場合において、県及び市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u>  <u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p>第10節 道路等の交通確保対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路の除雪  (1) 県管理道路の確保  (略)</p> <p>○ 指定観測点の警戒積雪深</p> <table border="1" data-bbox="176 948 797 1155"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機関名</th> <th>警戒積雪深</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松</td> <td>南加賀土木総合事務所</td> <td>60cm</td> </tr> <tr> <td>金沢</td> <td>金沢地方气象台</td> <td>80cm</td> </tr> <tr> <td>七尾</td> <td>七尾地域気象観測所</td> <td>70cm</td> </tr> <tr> <td>輪島</td> <td>特別地域気象観測所</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>	観測点名	観測機関名	警戒積雪深	小松	南加賀土木総合事務所	60cm	金沢	金沢地方气象台	80cm	七尾	七尾地域気象観測所	70cm	輪島	特別地域気象観測所	40cm	<p>第10節 道路等の交通確保対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路の除雪  (1) 県管理道路の確保  (略)</p> <p>○ 指定観測点の警戒積雪深</p> <table border="1" data-bbox="1137 948 1780 1163"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機関名</th> <th>警戒積雪深</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松</td> <td>南加賀土木総合事務所</td> <td>60cm</td> </tr> <tr> <td>金沢</td> <td>金沢地方气象台</td> <td>80cm</td> </tr> <tr> <td>七尾</td> <td>七尾地域気象観測所</td> <td>70cm</td> </tr> <tr> <td>輪島</td> <td>輪島測候所</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>	観測点名	観測機関名	警戒積雪深	小松	南加賀土木総合事務所	60cm	金沢	金沢地方气象台	80cm	七尾	七尾地域気象観測所	70cm	輪島	輪島測候所	40cm	
観測点名	観測機関名	警戒積雪深																														
小松	南加賀土木総合事務所	60cm																														
金沢	金沢地方气象台	80cm																														
七尾	七尾地域気象観測所	70cm																														
輪島	特別地域気象観測所	40cm																														
観測点名	観測機関名	警戒積雪深																														
小松	南加賀土木総合事務所	60cm																														
金沢	金沢地方气象台	80cm																														
七尾	七尾地域気象観測所	70cm																														
輪島	輪島測候所	40cm																														

修 正 案	現 行	備 考
-------	-----	-----

ア 除雪体制

除雪体制	降 積 雪 の 状 況	備 考
平常体制	積雪量が5～10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	
注意体制	大雪注意報が発表されたとき。	
準警戒体制	大雪警報が発表されたとき、又は各土木事務所の観測点で地域警戒積雪深を越え、かつ体制の強化が必要と判断されたとき、又は降積雪の状況から道路除雪対策本部長（土木部長）と実施部長（土木事務所長）が協議して体制移行を決定したとき。 （各土木事務所毎に地域防雪連携本部設置）	
警戒体制	県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。 （道路雪害対策本部設置）	
緊急体制	大雪特別警報が発表されたとき、又は県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。	

（注）地域警戒積雪深とは、局地的な大雪となった場合、準警戒体制に移行するため県独自で定めた積雪深。

※ 金沢市域においては異常降雪が見込まれる場合、関係機関（国土交通省、石川県、金沢市、中日本高速道路(株)、石川県警察本部）の要請により金沢河川国道事務所に情報連絡本部が設置される。

○県地域警戒積雪深

観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深	観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深
大聖寺土木事務所	片山津	5 0 cm	中能登土木総合事務所	中能登土木	5 0 cm
	山 中	8 0 cm		二 宮	7 0 cm
南加賀土木総合事務所	南加賀土木	5 0 cm		大 津	5 0 cm
	尾小屋	1 2 0 cm		能登島	4 0 cm
	辰 口	6 0 cm	のと里山海道維持管理課	県央土木	6 0 cm
石川土木総合事務所	美 川	4 0 cm	高松S A	6 0 cm	
	石川土木	1 0 0 cm	羽咋市寺堂	5 0 cm	
	鳥 越	1 5 0 cm	田鶴浜	5 0 cm	
	白 峰	2 5 0 cm	別所岳	1 2 0 cm	
県央土木総合事務所	県央土木	6 0 cm	奥能登土木総合事務所	奥能登土木	4 0 cm
	湯 涌	1 2 0 cm		太田原	1 1 0 cm
津幡土木事務所	津幡土木	6 0 cm		穴 水	6 0 cm
	高 松	6 0 cm		門 前	5 0 cm
羽咋土木事務所	羽咋土木	5 0 cm		宇出津	6 0 cm
	高 浜	4 0 cm		町 野	7 0 cm
	富 来	4 0 cm		珠洲土木事務所	珠洲土木
			駒 渡	1 3 0 cm	

ア 除雪体制

除雪体制	降 積 雪 の 状 況	備 考
平常体制	積雪量が5～10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	
注意体制	大雪注意報が発表されたとき。	
準警戒体制	大雪警報が発表されたとき、各土木事務所において地域警戒積雪深に達したとき、又は降積雪の状況から道路除雪対策本部長（土木部長）と実施部長（土木事務所長）が協議して体制移行を決定したとき。 （各土木事務所毎に地域防雪連携本部設置）	
警戒体制	県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。 （道路雪害対策本部設置）	
緊急体制	県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。	

（注）地域警戒積雪深とは、局地的な大雪となった場合、準警戒体制に移行するため県独自で定めた積雪深。

※ 金沢市域においては異常降雪が見込まれる場合、関係機関（国土交通省、石川県、金沢市、中日本高速道路(株)、石川県警察）の要請により金沢河川国道事務所に情報連絡本部が設置される。

○県地域警戒積雪深

観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深	観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深
大聖寺土木事務所	片山津	5 0 cm	羽咋土木事務所	羽咋土木	5 0 cm
	山 中	8 0 cm		高 浜	4 0 cm
南加賀土木総合事務所	南加賀土木	5 0 cm		富 来	4 0 cm
	尾小屋	1 2 0 cm	中能登土木総合事務所	中能登土木	5 0 cm
石川土木総合事務所	辰 口	6 0 cm		二 宮	7 0 cm
	美 川	4 0 cm		大 津	5 0 cm
	石川土木	1 0 0 cm		能登島	4 0 cm
県央土木総合事務所	鳥 越	1 5 0 cm	奥能登土木総合事務所	奥能登土木	4 0 cm
	白 峰	2 5 0 cm		太田原	1 1 0 cm
	県央土木	6 0 cm		穴 水	6 0 cm
津幡土木事務所	湯 涌	1 2 0 cm		門 前	5 0 cm
	高 松	6 0 cm		宇出津	6 0 cm
			町 野	7 0 cm	
			珠洲土木事務所	珠洲土木	7 0 cm
			駒 渡	1 3 0 cm	

修正案			現行			備考
イ (略) ウ 除雪作業 (ア) ~ (キ) (略)			イ (略) ウ 除雪作業 (ア) ~ (キ) (略)			
作業項目	出動基準	作業内容	作業項目	出動基準	作業内容	
新雪除雪	① 重点除雪路線については、新たな積雪が5cmに達したとき。 ② 第1種、第2種、第3種路線については、新たな積雪が10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザによる作業を主体とし、新雪を路側等へ除去し、早急に道路交通を確保する。	新雪除雪	① 重点除雪路線については、新たな積雪が5cmに達したとき。 ② 第1種、第2種、第3種路線については、新たな積雪が10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザによる作業を主体とし、新雪を路側等へ除去し、早急に道路交通を確保する。	
路面整正	① 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断される時。 ② 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	路面整正	① 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断される時。 ② 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	
圧雪処理	気温の変化や通行車両により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	圧雪処理	気温の変化や通行車両により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断される時。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しつける作業やロータリ除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。 機種選定にあたっては、沿道状況から適切な方法の選定が必要。	拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断される時。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しつける作業やロータリ除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。 機種選定にあたっては、沿道状況から適切な方法の選定が必要。	
運搬排雪	拡幅除雪が困難な人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断される時。	路側の雪をロータリ除雪車等を使用してガンブトラック等に積み込んで雪捨場へ運ぶ作業。	運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断される時。	路側の雪をロータリ除雪車等を使用してガンブトラック等に積み込んで捨てる作業。	
凍結防止剤散布巡回	降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が2℃以下になると予想される時、又は、路面が凍結し、交通障害の発生が予想される時。	路面状況確認のため巡回又は路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長（土木事務所長）が散布の必要を認めた箇所	凍結防止剤散布	降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想される時、又は、路面が凍結し、交通障害の発生が予想される時。	路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長（土木事務所長）が散布の必要を認めた箇所	
消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、又は降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。	地下水や河川水又はヒーター等で路面上の雪を消融雪。	消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、また、降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。	地下水や河川水又はヒーター等で路面上の雪を排除。	

修正案	現行	備考																		
(2)～(3) (略)	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>有料道路の確保</u>  <u>石川県道路公社が管理する道路の冬期間における道路交通を確保するため、毎年11月1日から翌年3月31日までの間、有料道路除雪対策本部(本部長：石川県道路公社理事長)及び除雪実施部(実施部長：事業部長)を設置し、「道路除雪実施計画書」に基づき実施する。</u>  <u>有料道路除雪対策本部は、県の道路雪害対策本部が設置された場合も協力して密接な連携を図る。</u></p> <p>ア 除雪体制</p> <table border="1" data-bbox="1182 643 1921 1141"> <thead> <tr> <th>除雪体制</th> <th>除雪体制の基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常体制</td> <td>積雪量が5cmに達したとき、又は実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注意体制</td> <td>大雪注意報が発表されたとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準警戒体制</td> <td>大雪警報が発表されたとき、 道路公社における地域警戒積雪深に達したとき、 又は、管内市町村の降雪等の状況から実施部長が本部長と協議し、準警戒体制への移行を決定したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、降雪が続き、降雪状況、その他を勘案し除雪業務を強化すると、実施本部長が判断し、本部長が関係機関と協議して警戒体制への移行を決定したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、緊急事態に陥るおそれがあると実施部長が判断し、本部長が関係機関と協議して緊急体制への移行を決定したとき。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域警戒積雪深とは、局地的な大雪となった場合、準警戒体制に移行するため道路公社独自で定めた積雪深。</p>	除雪体制	除雪体制の基準	備考	平常体制	積雪量が5cmに達したとき、又は実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。		注意体制	大雪注意報が発表されたとき。		準警戒体制	大雪警報が発表されたとき、 道路公社における地域警戒積雪深に達したとき、 又は、管内市町村の降雪等の状況から実施部長が本部長と協議し、準警戒体制への移行を決定したとき。		警戒体制	県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、降雪が続き、降雪状況、その他を勘案し除雪業務を強化すると、実施本部長が判断し、本部長が関係機関と協議して警戒体制への移行を決定したとき。		緊急体制	県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、緊急事態に陥るおそれがあると実施部長が判断し、本部長が関係機関と協議して緊急体制への移行を決定したとき。		
除雪体制	除雪体制の基準	備考																		
平常体制	積雪量が5cmに達したとき、又は実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。																			
注意体制	大雪注意報が発表されたとき。																			
準警戒体制	大雪警報が発表されたとき、 道路公社における地域警戒積雪深に達したとき、 又は、管内市町村の降雪等の状況から実施部長が本部長と協議し、準警戒体制への移行を決定したとき。																			
警戒体制	県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、降雪が続き、降雪状況、その他を勘案し除雪業務を強化すると、実施本部長が判断し、本部長が関係機関と協議して警戒体制への移行を決定したとき。																			
緊急体制	県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、緊急事態に陥るおそれがあると実施部長が判断し、本部長が関係機関と協議して緊急体制への移行を決定したとき。																			

○ 道路公社地域警戒積雪深

観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深
能登有料道路	金沢（金沢土木事務所）	60cm
	内灘料金所	60cm
	高松SA	60cm
	今浜料金所	50cm
	羽咋（道路公社）	50cm
	上棚料金所	60cm
	横田料金所	60cm
	別所岳SA	120cm
	穴水（輪島土木事務所）	60cm
田鶴浜道路	田鶴浜料金所	50cm
川北大橋有料道路	川北料金所	60cm

イ 除雪目標

常時2車線以上の幅員確保を原則とする。

ウ 除雪作業

（ア）管内除雪計画路線と他の道路管理者が管理する道路等が接する地点の除雪が円滑に行われるよう、あらかじめ関係機関と十分協議しておくこと。

（イ）除雪機械及び除雪機械付属品等を点検整備し、降雪時には即時出動できる体制を整えておくとともに、除雪機械が損傷したときは迅速確実に修理できるよう万全を期しておくこと。

（ウ）公社所有除雪機械の貸付及び民間除雪機械の借上げ等の委託契約を締結するなど除雪体制を確立しておくこと。

（エ）除雪作業の危険防止及び走行目標確認のため、除雪路線の必要な箇所  
にスノーポールを設置するとともに、標識により待避所の位置を明示すること。

（オ）除雪を効率的に実施するため、必要に応じ待避所の設置、路側の水切り、道路構造物の周辺の除雪について留意すること。

（カ）除雪路線の道路パトロールを強化し、除雪作業の指示及び除雪作業後の路面状況の確認を的確に行うこと。

修正案	現 行	備 考																								
<p>(4) (略)</p> <p>3 交通対策 (1) 交通規制 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1144 236 1883 1042"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>出 動 基 準</th> <th>作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新雪除雪</td> <td>積雪量が5cmに達したとき。又は、実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。</td> <td>除雪トラックによる作業を主体とし、新雪を早急に路側等へ除去する。</td> </tr> <tr> <td>路面整正</td> <td>路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき。又は、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。</td> <td>除雪トラック、除雪グレーダ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞の防止及び安全走行を確保するため圧雪がゆるみかけた時点（日中）での除去・整備作業。</td> </tr> <tr> <td>圧雪処理</td> <td>気温の変化や通行車により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡幅除雪</td> <td>連続した除雪作業により、路側の雪（雪塊）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。</td> <td>除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザー等により、雪塊をさらに路側へ押しつける作業や、除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。</td> </tr> <tr> <td>運搬排雪</td> <td>拡幅除雪が難しい交差点、橋梁、トンネル出入口、ランプ等で幅員確保が困難と判断されるとき。</td> <td>路側の雪をロータリ系除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで捨てる作業。</td> </tr> <tr> <td>凍結防止剤散布</td> <td>降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。</td> <td>路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業である。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長が散布の必要を認めた箇所</td> </tr> <tr> <td>消融雪施設操作</td> <td>路面に積雪等を確認したとき、及び実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。</td> <td>地下水による消雪作業。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>3 交通対策 (1) 交通規制 (略)</p>	作業項目	出 動 基 準	作 業 内 容	新雪除雪	積雪量が5cmに達したとき。又は、実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラックによる作業を主体とし、新雪を早急に路側等へ除去する。	路面整正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき。又は、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞の防止及び安全走行を確保するため圧雪がゆるみかけた時点（日中）での除去・整備作業。	圧雪処理	気温の変化や通行車により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。		拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪塊）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザー等により、雪塊をさらに路側へ押しつける作業や、除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。	運搬排雪	拡幅除雪が難しい交差点、橋梁、トンネル出入口、ランプ等で幅員確保が困難と判断されるとき。	路側の雪をロータリ系除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで捨てる作業。	凍結防止剤散布	降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。	路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業である。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長が散布の必要を認めた箇所	消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、及び実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	地下水による消雪作業。	
作業項目	出 動 基 準	作 業 内 容																								
新雪除雪	積雪量が5cmに達したとき。又は、実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラックによる作業を主体とし、新雪を早急に路側等へ除去する。																								
路面整正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき。又は、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞の防止及び安全走行を確保するため圧雪がゆるみかけた時点（日中）での除去・整備作業。																								
圧雪処理	気温の変化や通行車により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。																									
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪塊）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザー等により、雪塊をさらに路側へ押しつける作業や、除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。																								
運搬排雪	拡幅除雪が難しい交差点、橋梁、トンネル出入口、ランプ等で幅員確保が困難と判断されるとき。	路側の雪をロータリ系除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで捨てる作業。																								
凍結防止剤散布	降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。	路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業である。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長が散布の必要を認めた箇所																								
消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、及び実施部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	地下水による消雪作業。																								



修正案

交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者	一般国道	国土交通省 又は県	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。 3 道路除雪のためやむを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市町道	市町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 雪害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

(2)～(3) (略)

4 (略)

第11節 (略)

第12節 自衛隊の災害派遣

1～7 (略)

8 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

(1) (略)

(2) ヘリコプター発着場の設定  
(略)

ア (略)

(ア) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準  
(略)

現 行

交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者	一般国道	国土交通省 又は県	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。 3 道路除雪のためやむを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市町村道	市町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 雪害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

(2)～(3) (略)

4 (略)

第11節 (略)

第12節 自衛隊の災害派遣

1～7 (略)

8 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

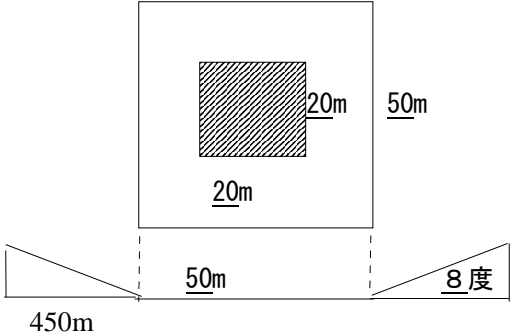
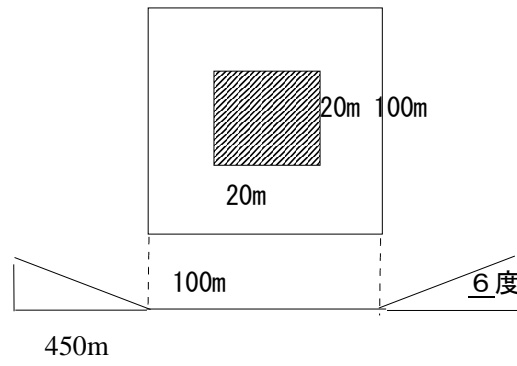
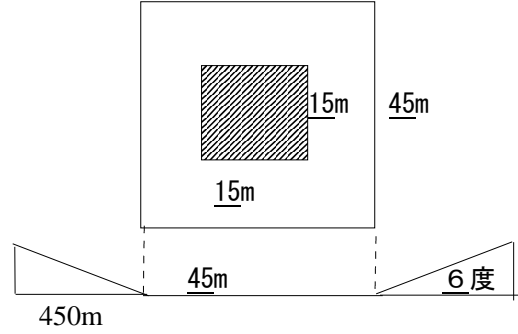
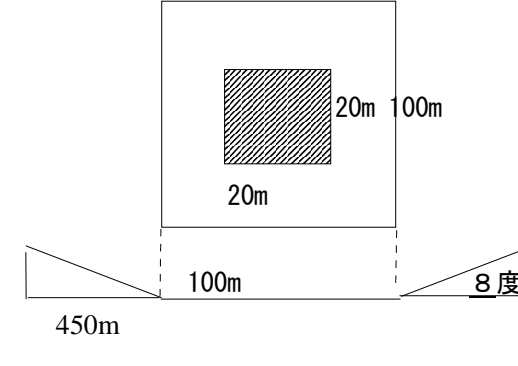
(1) (略)

(2) ヘリコプター発着場の設定  
(略)

ア (略)

(ア) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準  
(略)

備 考

修正案	現行	備考
<p>a、b (略) c 大型機 (UH-60) の場合</p>  <p>d 大型機 (CH-47) の場合</p>  <p>イ～ウ (略)</p>	<p>a、b (略) c 大型機 (V-107) の場合</p>  <p>d 大型機 (CH-47) の場合</p>  <p>イ～ウ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第13節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）</p> <p>前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。  <u>なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</u></p> <p>また、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 相互の連絡協力  (1)から(2)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。  <u>また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難勧告等の発令方法  避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。  <u>なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難勧告・指示の時期 (略)</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。</p>	<p>第13節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）</p> <p>前記（1）の市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示するとともに必要があると認めるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</p> <p>なお、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 相互の連絡協力  (1)から(2)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難勧告等の発令方法  避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難勧告・指示の時期 (略)</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(3) (略) 4～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 <u>県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。</u></p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="190 759 831 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。 なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li>○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</li> </ul> </div> <p>カ (略)</p>	<p>(3) (略) 4～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア～エ (略) オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1126 759 1767 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。 なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li>○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</li> </ul> </div> <p>カ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>キ 要配慮者に対する配慮 市町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。  また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ～シ (略)</p>	<p>キ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク 災害時要援護者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。  また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ～シ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 県 (略) 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。</p> <p>ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。</p>	<p>(2) 県 (略) 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。</p> <p>ウ (略) エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>第14節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅の要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> また、発災時に、<u>避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 雪害により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難の誘導の際は、<u>避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。</u></p> <p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により<u>要配慮者の被災状況等</u>を把握し、日常生活の支援に努める。 (略)</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び<u>要配慮者の自宅等</u>に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の<u>要配慮者の被災状況</u>に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p>	<p>第14節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> 安否確認に当たっては、<u>災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 雪害により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>災害時要援護者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難の誘導の際は、<u>災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。</u></p> <p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により<u>災害時要援護者の被災状況等</u>を把握し、日常生活の支援に努める。 (略)</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び<u>災害時要援護者の自宅等</u>に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の<u>災害時要援護者の被災状況</u>に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 医療機関における対策</p> <p>(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 医療機関における対策</p> <p>(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	



修正案	現行	備考																																																																															
<p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出勤に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="255 526 710 884"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="246 1062 645 1433"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基幹災害拠点病院</td><td>県立中央病院</td></tr> <tr><td rowspan="9">地域災害拠点病院</td><td>小松市民病院</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td></tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1		金沢医科大学病院	H22. 4. 1		国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1		公立能登総合病院	H22. 4. 1		県立中央病院	H22. 4. 1		金沢赤十字病院	H25. 3. 1		金沢市立病院	H25. 3. 1		市立輪島病院	H25. 3. 1		小松市民病院	H25. 3. 1		公立松任石川中央病院	H26. 4. 1		公立羽咋病院	H26. 4. 1	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>第15節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出勤に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1169 542 1836 750"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(4) 災害拠点病院</p> <p>ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1252 1070 1684 1441"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基幹災害拠点病院</td><td>県立中央病院</td></tr> <tr><td rowspan="9">地域災害拠点病院</td><td>小松市民病院</td></tr> <tr><td>国立病院機構金沢医療センター</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td></tr> <tr><td>金沢赤十字病院</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td></tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1		金沢医科大学病院	H22. 4. 1		国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1		公立能登総合病院	H22. 4. 1		県立中央病院	H22. 4. 1	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	
協定者	協定締結日																																																																																
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																																															
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																																															
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																																															
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																																															
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																																															
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																																															
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																																															
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																																															
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																																															
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																																															
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																																															
種別	病院名																																																																																
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																																
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																																
	国立病院機構金沢医療センター																																																																																
	金沢市立病院																																																																																
	金沢赤十字病院																																																																																
	公立能登総合病院																																																																																
	公立羽咋病院																																																																																
	市立輪島病院																																																																																
	珠洲市総合病院																																																																																
	公立松任石川中央病院																																																																																
協定者	協定締結日																																																																																
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																																															
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																																															
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																																															
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																																															
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																																															
種別	病院名																																																																																
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																																
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																																
	国立病院機構金沢医療センター																																																																																
	金沢市立病院																																																																																
	金沢赤十字病院																																																																																
	公立能登総合病院																																																																																
	公立羽咋病院																																																																																
	市立輪島病院																																																																																
	珠洲市総合病院																																																																																

修正案	現行	備考
<p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第16節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、<u>要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第17節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。</u></p> <p>2 実施体制</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 県</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第16節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、<u>要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第17節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 県</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	

修正案	現行	備考																																																								
<p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略） (1)～(4) (略) (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。 （令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号） イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号） （以下略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="192 852 994 1362"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の住家減失世帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、宝達志水町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>能美市、かほく市、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市、野々市市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の住家減失世帯数〕	B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	<p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略） (1)～(4) (略) (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の厚生労働省令（平成12年3月31日第86号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（厚生労働省令第2条第1号） イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（厚生労働省令第2条第2号） （以下略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="1149 860 1951 1342"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の住家減失世帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>珠洲市、羽咋市、内灘町、宝達志水町、志賀町、中能登町、能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>輪島市、能美市、かほく市、野々市市、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の住家減失世帯数〕	B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町、宝達志水町、志賀町、中能登町、能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市、野々市市、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	
市町の人口	A 〔当該市町の住家減失世帯数〕	B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成22年10月1日 国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							
市町の人口	A 〔当該市町の住家減失世帯数〕	B 〔県区域内の住家減失世帯総数1,500世帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 〔平成17年10月1日 国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町、宝達志水町、志賀町、中能登町、能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市、野々市市、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 適用手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、<u>内閣総理大臣</u>に報告する。</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略)</p> <p>但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>内閣総理大臣</u>に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令<u>3</u>条第2項)</p> <p>5 災害救助法に基づく住所の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第<u>17</u>条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令<u>17</u>条第2項)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 適用手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、<u>厚生労働大臣</u>に報告する。</p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略)</p> <p>但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>厚生労働大臣</u>に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令<u>9</u>条第2項)</p> <p>5 災害救助法に基づく住所の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第<u>23</u>条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令<u>23</u>条第2項)</p> <p>(4) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>災害発生からの応急救助までのフロー</p> <p>※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p> <p>7 災害救助法が適用されない場合の救助 (略)</p>	<p>災害発生からの応急救助までのフロー</p> <p>※ 災害発生時、厚生労働省からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第4条、第25条及び第26条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p> <p>7 災害救助法が適用されない場合の救助 (略)</p>	

修正案

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について  
平成25年10月1日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(略)

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現行

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について  
平成24年4月6日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(略)

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修正案	現行	備考
<p>第19節 (略)</p> <p>第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、<u>遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</u></p> <p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。</p> <p>7 (略)</p> <p>第21節 飲料水・食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・食料を調達し、供給を実施する。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。 なお、<u>実施にあたっては、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第19節 (略)</p> <p>第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 <u>この場合身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行い、早期に確認できるように努力する。</u></p> <p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察官は、災害時において救助活動と併せて<u>関係機関の行う遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動に対して、必要な協力を行う。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第21節 飲料水・食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・食料を調達し、供給を実施する。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>4 主食の供給  (1)～(2) (略)  (3) おにぎり・パン等の供給  県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>5 副食及び調味料の確保  (1)～(2) (略)  (3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。  ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要配慮者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。  イ～ウ (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保  (1) 必要量の把握  ア (略)  イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど 被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供  (略)</p>	<p>4 主食の供給  (1)～(2) (略)  (3) おにぎり・パン等の供給  県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>5 副食及び調味料の確保  (1)～(2) (略)  (3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。  ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要援護者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。  イ～ウ (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保  (1) 必要量の把握  ア (略)  イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど 被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供  (略)</p>	



修正案

現行

備考

生活必需品の確保に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川 県	(略)	(略)	(略)	(略)
	_____	_____	_____	_____
	(略)	(略)	(略)	(略)
	_____	_____	_____	_____
	南スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	_____	_____	_____	_____
	(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社イレブン・ジャパン	H25.12. 5	076-237-0615	076-237-0661	

4～5 (略)

第23節 (略)

第24節 防疫、保健衛生活動

1～2 (略)

3 避難所の防疫措置

(略)

(1) 市町

避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(2) (略)

4～5 (略)

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) (略)

7 (略)

生活必需品の確保に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川 県	(略)	(略)	(略)	(略)
	株式会社 榑長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907
	(略)	(略)	(略)	(略)
	株式会社 榑輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341
	南スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	株式会社 榑浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809
	(略)	(略)	(略)	(略)

4～5 (略)

第23節 (略)

第24節 防疫、保健衛生活動

1～2 (略)

3 避難所の防疫措置

(略)

(1) 市町

避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。

(2) (略)

4～5 (略)

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) (略)

7 (略)

修正案	現行	備考
<p>第25節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、<u>ボランティア現地本部を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 <u>県ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</u></p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、<u>県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアのコーディネート <u>被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。</u></p> <p>その際、<u>県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 <u>被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。</u></p>	<p>第25節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として<u>災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 <u>災害対策本部及び県ボランティア本部並びにボランティア現地本部との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</u></p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアの<u>あっせんの要請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</u> <u>なお、ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート <u>被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。</u> その際、<u>県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 <u>被災者支援活動を継続的に行うため、遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第29節 輸送手段の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施や被災者保護のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等</u>に対し、<u>運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日</u>を示して、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な<u>人、物資又は資材の運送</u>を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p> <p>第27節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第29節 輸送手段の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等</u>に対し、<u>運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日</u>を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な<u>物資又は資材の運送</u>を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p>	

修正案	現行	備考														
<p>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="172 360 880 488"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～6 (略)</p> <p>第30節 (略)</p> <p>第31節 応急金融対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>(1) <u>通貨の円滑な供給の確保</u>  <u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u>  <u>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u>  <u>被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p>(3) <u>通貨および金融の調節</u>  <u>災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>5～6 (略)</p> <p>第30節 (略)</p> <p>第31節 応急金融対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>通貨の供給の確保</u></p> <p>(1) <u>通貨の確保</u>  <u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて金融機関の必要現金の確保について要請を行う。</u></p> <p>(2) <u>輸送、通信手段の確保</u>  <u>被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送、通信の確保を図る。</u></p> <p>(3) <u>金融機関の業務運営の確保</u>  <u>関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう要請を行う。</u>  <u>また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</u></p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修正案	現行	備考
<p>3 <u>資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>(1) <u>決済システムの安定的な運行に係る措置</u>  <u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>(2) <u>資金の貸付け</u>  <u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</u></p> <p>4 <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u>  <u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。</u></p> <p>5 <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u>  <u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p> <p>(1) <u>預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p>	<p>3 <u>非常金融措置</u></p> <p>(1) <u>非常金融措置の実施</u>  <u>被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請を行う。</u></p> <p>ア <u>払戻しの取扱い</u>  <u>預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対して預貯金の適宜払戻しの取扱いを行う。</u></p> <p>イ <u>貸出等の特別取扱い</u>  <u>被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。</u></p> <p>ウ <u>被災関係手形の措置</u>  <u>被災地の手形交換所において、被災関係手形について、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。</u></p> <p>エ <u>損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>金融措置に関する広報</u>  <u>金融機関の営業再開、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</p> <p>(5) <u>必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p>6 <u>各種措置に関する広報</u>  <u>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに4. および5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</u></p> <p>第32節 (略)</p>	<p>第32節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第4章 復旧・復興計画</b></p> <p><u>被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</u></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者  指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。  <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。</u></p> <p>3 復旧事業の方針  (1)～(2) (略)  (3) 災害緊急調査の実施  広域にわたる大規模災害、又は人身事故発生等の特別な雪害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 復旧・復興計画</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者  指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、<u>地方公共団体の長</u>その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。</p> <p>3 復旧事業の方針  (1)～(2) (略)  (3) 災害緊急調査の実施  広域にわたる<u>大災害</u>、又は人身事故発生等の特別な雪害の場合には、<u>国の</u>緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略)</p> <p>カ <u>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (激甚法第22条) キ～ク (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 基本方針 (略) 市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>被災者台帳の作成</u> 市町は、<u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> 県は、<u>災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>罹災証明の交付</u> 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 このため次の措置を講ずる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略)</p> <p>カ <u>り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (激甚法第22条) キ～ク (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 基本方針 (略) 市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>体制の整備等を図る。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>第7節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>り災証明の交付</u> 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者に<u>り災証明</u>を交付する。 このため次の措置を講ずる。</p> <p>(1) (略)</p>	



修正案	現行	備考
<p>(2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、<u>罹災証明</u>について、住民への周知徹底に努める。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第8節～第9節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、<u>国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や<u>避難所</u>の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び<u>避難所</u>の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や<u>避難所</u>の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p>(2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な<u>り災証明</u>の交付が図られるよう支援する。また、県は、<u>り災証明</u>を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、<u>り災証明</u>について、住民への周知徹底に努める。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第8節～第9節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や<u>避難場所等</u>の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び<u>避難場所</u>の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や<u>避難場所等</u>の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	